

一 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改正案	現行
<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第四条 令第三条第十四号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一―六（略）</p> <p>七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一项に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オフショーン取引」という。）</p> <p>（適格機関投資家を除くための要件等）</p> <p>第四条の二 令第六条第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該受益証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が令第六条第二項の規定により法第二条第十五項に規定する一般投資家私募に該当しないこと。</p> <p>二 当該受益証券を他の適格機関投資家（証券取引法（昭和二十三</p>	<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第四条 令第三条第十四号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一―六（略）</p> <p>七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オフショーン取引」という。）</p> <p>（新設）</p>

年法律第二十五号)第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条、次条、第三十六条第七号、第七十七条第七号及び第百三条第七号イにおいて同じ。()に譲渡する場合において、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならないこと。

イ 当該受益証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この条及び次条第一項において「転売制限」という。)が付されていること。

ロ 当該受益証券を譲り受けた適格機関投資家が当該受益証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、前号及びこの号に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならないこと。

2 当該受益証券を他の適格機関投資家に譲渡しようとする適格機関投資家(以下この条において「譲渡適格機関投資家」という。)(は、令第六条第二項第二号ロの規定による書面の交付(前項第二号の規定による書面の交付を含む。以下この条において同じ。)(に代えて、第五項で定めるところにより、当該他の適格機関投資家(以下この条において「譲受適格機関投資家」という。)(の承諾を得て、当該書面に記載すべき情報(以下この条において「転売制限情報」という。)(を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)(により提供することができる。この場合において、譲渡適格機関投資家は、当該書面の交付をしたものとみ

なす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機と譲受適格機関
投資家の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通
じて送信し、譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備
えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受
ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、譲
渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイ
ルにその旨を記録する方法）

ロ 譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたフ
ァイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて譲受
適格機関投資家の閲覧に供し、譲受適格機関投資家の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録
する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けな
い旨の申出をする場合にあつては、譲渡適格機関投資家の使用
に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方
法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法
により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって
調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法
3 前項各号に掲げる方法は、譲受適格機関投資家がファイルへの記
録を出力することにより書面を作成することができるものでなけれ
ばならない。

4 第二項の「電子情報処理組織」とは、譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機と、譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 譲渡適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、譲受適格機関投資家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち譲渡適格機関投資家を使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た譲渡適格機関投資家は、譲受適格機関投資家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、譲受適格機関投資家に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。

7 令第六条第二項第三号に規定する内閣府令で定める方式は、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されているものとする。

8 令第六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、適格機関投資家取得した当該受益証券に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されているものとする。

(令第七条に規定する内閣府令で定める方式等)

(令第七条に規定する内閣府令で定める方式等)

第五条 令第七条に規定する内閣府令で定める方式は、受益証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること、及び受益証券が外国投資信託の受益証券である場合には、当該受益証券を取得しようとする者に対して交付される当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていることとする。

2 (略)

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 令第八条第二号八に規定する内閣府令で定める株式は、証券取引所(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は証券取引法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式(これらに類する外国法人の株式を含む。)とする。

5~7 (略)

第五条 令第七条に規定する内閣府令で定める方式は、受益証券に適格機関投資家(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条、第三十六号第七号、第七十七号第七号及び第百三十三号第七号イにおいて同じ。)に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限(以下この項において「転売制限」という。)が付されていることが明白となる名称が付されていること、及び受益証券が外国投資信託の受益証券である場合には、当該受益証券を取得しようとする者に対して交付される当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていることとする。

2 (略)

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 令第八条第二号八に規定する内閣府令で定める株式は、証券取引所に上場されている株式又は証券取引法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式(これらに類する外国法人の株式を含む。)とする。

5~7 (略)

(投資信託委託業等の認可申請書の添付書類)

第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〜五 (略)

六 主要株主(法第九条第三項に規定する主要株主をいう。次号及び第十九条の二第四項において同じ。)の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

七 主要株主が法第九条第二項第七号及び第八号に該当しない者であることを認可申請者が誓約する書面

八 受益証券の募集の取扱い等(法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。)を行う証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。)又は登録金融機関(証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。)との間の契約の概要を記載した書面(投資信託委託業を営む場合であつて、受益証券の募集等の取扱い等(受益証券の募集の取扱い等及び受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為をいう。第十四条第一号ホにおいて同じ。)を証券会社又は登録金融機関に委託する場合に限る。)

九〜十四 (略)

(投資信託委託業等の認可申請書の添付書類)

第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〜五 (略)

(新設)

(新設)

六 受益証券の募集の取扱い等(法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。)を行う証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。)又は登録金融機関(証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。)との間の契約の概要を記載した書面(投資信託委託業を営む場合であつて、受益証券の募集等の取扱い等を証券会社又は登録金融機関に委託する場合に限る。)

七〜十二 (略)

2・3 (略)

(審査の具体的基準)

第十四条 内閣総理大臣は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 法第九条第一項第一号に規定する財産的基礎及び収支の見込みについては、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ (略)

ロ 認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込対象期間(業務の開始を予定する日の属する営業年度にあつては業務の開始を予定する日以降の期間に限る。)を通じて五千万円を下回らない水準に維持されると見込まれること。

ハ 水 (略)

二 (略)

(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

第十四条の二 法第九条第三項に規定する内閣府令で定める事實は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第六項第二号イからホまでに掲げる事実とする。

2・3 (略)

(審査の具体的基準)

第十四条 内閣総理大臣は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 法第九条第一項第一号に規定する財産的基礎及び収支の見込みについては、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ (略)

ロ 認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込対象期間(業務の開始を予定する日の属する営業年度にあつては業務の開始を予定する日以降の期間に限る。)を通じて一億円を下回らない水準に維持されると見込まれること。

ハ 水 (略)

二 (略)

(新設)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十四条の三 法第九条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は

、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として保有する議決権(法第九条第五項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。)

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する当該法人の所有する株式又は持分に係る議決権

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)(をした場合)(当該会社が商法第二百十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項(第一号を除く。)(の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)(において当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権(法第九条第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。)(

(新設)

四 相続人が相続財産として所有する会社の株式又は持分（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る議決権

六 銀行等保有株式取得機構が保有する議決権

（業務の方法等の変更に係る認可基準）

第十八条 金融庁長官は、法第十条の二の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 （略）

二 資本の額の減少の認可 次に掲げる基準のすべてを満たすものであること。

イ 八 （略）

二 減資後の純資産額が、減資をした日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度において五千万円を下回らない水準に維持されると認められること。

（届出の手續）

第十九条 投資信託委託業者は、法第十条の三、第二十六条第一項、

（業務の方法等の変更に係る認可基準）

第十八条 金融庁長官は、法第十条の二の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 （略）

二 資本の額の減少の認可 次に掲げる基準のすべてを満たすものであること。

イ 八 （略）

二 減資後の純資産額が、減資をした日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度において一億円を下回らない水準に維持されると認められること。

（届出の手續）

第十九条 投資信託委託業者は、法第十条の三、第二十六条第一項、

第二十九条、第三十一条、第三十四条の十第二項、第三十四条の十一第二項並びに第三十八条第一項及び第三項の規定による届出をするときは、別表第二上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書並びに同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副本を金融庁長官に提出しなければならない。

(主要株主の届出の手続等)

第十九条の二 法第十条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地、住所又は居所
- 二 法人である場合は、代表者の氏名
- 三 保有する議決権の数

2 法第十条の四第一項に掲げる総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知らることが困難な場合には、直前期の有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主又は総出資者の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数）とすることができる。

3 法第十条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲

第二十九条、第三十一条、第三十四条の十第二項並びに第三十八条第一項及び第三項の規定による届出をするときは、別表第二上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書並びに同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副本を金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

ける書類とする。

- 一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二 法人である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面
- 4 投資信託委託業者の主要株主となった者は、別紙様式第六号の二により作成した法第十条の四第一項の対象議決権保有届出書に、同条第二項の規定に規定する書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 5 前各項の規定は、法第十条の七において法第十条の四の規定を準用する場合について準用する。

(承認申請の手続)

- 第二十一条 投資信託委託業者は、法第十三条、第三十四条の十一第一項ただし書、同条第六項、第四十五条第四項及び第四十七条第三項の規定による承認を受けようとするときは、別表第三上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した承認申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

- 第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる有価証券(証券取引法第二条第一項第十号の三に掲

(承認申請の手続)

- 第二十一条 投資信託委託業者は、法第十三条、第三十四条の十一第一項ただし書、同条第五項、第四十五条第四項及び第四十七条第三項の規定による承認を受けようとするときは、別表第三上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した承認申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

- 第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる有価証券(証券取引法第二条第一項第十号の三に掲

げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

イ 証券取引所に上場されている有価証券（同法第八八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。第三十三条及び第三百三条において同じ。）

ロ（略）

ハイ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるものの

（略）

証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

（略）

二 有価証券先物取引（証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

イ 証券取引所（証券取引法第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券（同法第八八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。第三十三条及び第三百三条において同じ。）

ロ（略）

ハイ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるものの

（略）

証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十一項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

（略）

二 有価証券先物取引（証券取引法第十七条に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

三・四 (略)

2 前項の取引は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 前項第一号イ及びロに掲げる有価証券の売買 イにあつては取引所有価証券市場(証券取引法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下同じ。)、ロにあつては店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。)(において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

二・三 (略)

四 前項第三号に掲げる取引 金融先物取引所(金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。)(の開設する金融先物市場(同条第八項に規定する金融先物市場をいう。)(又は海外金融先物市場(同条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。)(において行うもの

五 (略)

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜四 (略)

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる

三・四 (略)

2 前項の取引は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 前項第一号イ及びロに掲げる有価証券の売買 イにあつては取引所有価証券市場(証券取引法第二条第十五項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下同じ。)、ロにあつては店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。)(において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

二・三 (略)

四 前項第三号に掲げる取引 金融先物取引所(金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。)(の開設する金融先物市場(同条第八項に規定する金融先物市場をいう。)(又は海外金融先物市場(同条第九項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。)(において行うもの

五 (略)

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜四 (略)

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる

額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びに八及び二に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図すること。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引（金融先物取引法第二十一条に規定する取引所金融先物取引をいう。第八十条において同じ。）のうち金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第五項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいう。以下同じ。）をいう。ロにおいて同じ。）の売付約定に係るものを除く。）

ロ・ハ（略）

六（略）

3 第一項第五号に規定する純資産総額とは、投資信託財産に係る信

額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びに八及び二に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図すること。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引（金融先物取引法第九条に規定する取引所金融先物取引をいう。第八十条において同じ。）のうち金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第五項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいう。以下同じ。）をいう。ロにおいて同じ。）の売付約定に係るものを除く。）

ロ・ハ（略）

六（略）

3 第一項第五号に規定する純資産総額とは、投資信託財産に係る信

託勘定元帳に計上された資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益（有価証券）（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引）（証券取引法第二十四条に規定する有価証券先渡取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券を除く。）の評価額と当該有価証券の帳簿価額との差額をいい、証券取引所に上場されている割引債券については、当該差額から未収利息相当額を控除した額（評価損の場合には未収利息相当額を加えた額）をいう。）及び先物取引等評価損益を加減した額（邦貨建資産に加え外貨建資産を投資信託財産として取得する委託者指図型投資信託にあつては、さらに外国投資勘定評価損益（外貨建資産について有価証券評価損益及び先物取引等評価損益に準じて算出した邦貨建の額をいう。）及び為替評価損益（買い為替勘定又は売り為替勘定の帳簿価額と評価額との差額をいう。）を加減した額）をいう。

4・5（略）

（利害関係人等との間の取引が禁止される行為）

第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 投資信託委託業者の利害関係人等（法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第三章を除き、以下同じ。）である証券会社、証券仲介業者（証券取引法第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し（証券取引法第一条第四項に規定する有

託勘定元帳に計上された資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益（有価証券）（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引）（証券取引法第二十一条に規定する有価証券先渡取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券を除く。）の評価額と当該有価証券の帳簿価額との差額をいい、証券取引所に上場されている割引債券については、当該差額から未収利息相当額を控除した額（評価損の場合には未収利息相当額を加えた額）をいう。）及び先物取引等評価損益を加減した額（邦貨建資産に加え外貨建資産を投資信託財産として取得する委託者指図型投資信託にあつては、さらに外国投資勘定評価損益（外貨建資産について有価証券評価損益及び先物取引等評価損益に準じて算出した邦貨建の額をいう。）及び為替評価損益（買い為替勘定又は売り為替勘定の帳簿価額と評価額との差額をいう。）を加減した額）をいう。

4・5（略）

（利害関係人等との間の取引が禁止される行為）

第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 投資信託委託業者の利害関係人等（法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第三章を除き、以下同じ。）である証券会社又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し（証券取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ

価証券の売出しをいう。第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ。）又は募集、私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ。）若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社、証券仲業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買付けけることを受託会社に指図すること。

二丁五（略）

第三十七条の三 証券会社に関する内閣府令第二十九条の四の規定は、令第二十九条の二において証券取引法施行令第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合において準用する。

（投資法人の資産の運用に係る禁止行為）

第五十二条 法第三十四条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜四（略）

五 投資法人のために証券取引行為（投資顧問業法第二条第十三項

。）又は募集、私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ。）若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買付けけることを受託会社に指図すること。

二丁五（略）

第三十七条の三 証券会社に関する内閣府令第二十九条の四の規定は、令第二十九条の二において証券取引法施行令第十五条の五において準用する同令第十五条の四第一項の規定を準用する場合において準用する。

（投資法人の資産の運用に係る禁止行為）

第五十二条 法第三十四条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜四（略）

五 投資法人のために証券取引行為（投資顧問業法第二条第十三項

に規定する証券取引行為をいう。以下この号において同じ。）を
行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になるこ
と。ただし、投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合（当該
投資信託委託業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者（外国証
券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業
者をいう。第八十二条第一号において同じ。）である場合を除く
。）は、この限りでない。

2
(略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定
める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社、証券仲介業
者又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、
私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証
券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の
取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は
登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下
で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受け
て、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買付け
ること。

二丁四 (略)

に規定する証券取引行為をいう。以下この号において同じ。）を
行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になるこ
と。ただし、投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合は、こ
の限りでない。

2
(略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定
める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社又は登録金融
機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売
出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社又は登録
金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が
当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見
込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受
けて、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買
付けること。

二丁四 (略)

(資産保管会社の利害関係人等)

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該資産保管会社の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該資産保管会社の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

当該者

当該者が法人等である場合におけるその役員(取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第九十九条において同じ。)

ㄱ (略)

ロ (略)

二 (略)

(書面の交付)

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する内閣府令で定

(資産保管会社の利害関係人等)

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該資産保管会社の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該資産保管会社の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

当該者

当該者が法人等である場合におけるその役員(取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下同じ。)

ㄱ (略)

ロ (略)

二 (略)

(書面の交付)

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する内閣府令で定

める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイから力までに掲げる取引の区分に応じ当該イから力までに定めるもの

イ (略)

ロ 有価証券指数等先物取引又は外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引(次号において「有価証券指数等先物取引等」という。)(現実指数(証券取引法第二十一条第二十一項に規定する現実指数をいう。)(又は現実数値(同項に規定する現実数値をいう。)(が約定指数(同項に規定する約定指数をいう。)(又は約定数値(同項に規定する約定数値をいう。)(を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ハ (略)

二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数(証券取引法第二十五条第二十五項に規定する店頭現実指数をいう。)(又は店頭現実数値(同項に規定する店頭現実数値をいう。)(が店頭約定指数(同項に規定する店頭約定指数をいう。)(又は店頭約定数値(同項に規定する店頭約定数値をいう。)(を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ホ 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該取引に係る有価証券店頭指数(証券取引法第二十五条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下この条において同じ。)(の数値又は有価証

める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイから力までに掲げる取引の区分に応じ当該イから力までに定めるもの

イ (略)

ロ 有価証券指数等先物取引又は外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引(次号において「有価証券指数等先物取引等」という。)(現実指数(証券取引法第二十一条第十八項に規定する現実指数をいう。)(又は現実数値(同項に規定する現実数値をいう。)(が約定指数(同項に規定する約定指数をいう。)(又は約定数値(同項に規定する約定数値をいう。)(を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ハ (略)

二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数(証券取引法第二十五条第二十二項に規定する店頭現実指数をいう。)(又は店頭現実数値(同項に規定する店頭現実数値をいう。)(が店頭約定指数(同項に規定する店頭約定指数をいう。)(又は店頭約定数値(同項に規定する店頭約定数値をいう。)(を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ホ 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該取引に係る有価証券店頭指数(証券取引法第二十五条第二十二項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下この条において同じ。)(の数値又は有価証

券の価格が当該取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別。ただし、当該取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。

へゝカ（略）

二 法第三十四条の六第一項第一号の取引（有価証券又は通貨等を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券又は当該通貨等の買付け又は売付け（以下この項において「現先売買」という。）を除く。）を行った事実があるときは、当該取引に係る有価証券等（有価証券、有価証券指数（証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、有価証券店頭指数又はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。）をいう。）の銘柄、数及び価格（有価証券指数等先物取引等及び有価証券店頭指数等先物取引にあつては数値、有価証券オプション取引等にあつては対価の額、有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては数値、価格の変化率、金利又は価格をいうものとする。）

券の価格が当該取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別。ただし、当該取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。

へゝカ（略）

二 法第三十四条の六第一項第一号の取引（有価証券又は通貨等を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券又は当該通貨等の買付け又は売付け（以下この項において「現先売買」という。）を除く。）を行った事実があるときは、当該取引に係る有価証券等（有価証券、有価証券指数（証券取引法第十八条に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。）、有価証券店頭指数又はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。）をいう。）の銘柄、数及び価格（有価証券指数等先物取引等及び有価証券店頭指数等先物取引にあつては数値、有価証券オプション取引等にあつては対価の額、有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては数値、価格の変化率、金利又は価格をいうものとする。）

(又は当該取引に係る通貨等の種類)前号下に掲げる取引にあつては数値、前号下に掲げる取引にあつては対価の額をいうものとする。

三 (略)

2~4 (略)

第六十六条 法第三十四条の十三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社又は証券仲介業者として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社又は証券仲介業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買い付けることを受託会社に指図する行為とする。

第六十八条 法第三十四条の十五第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社又は証券仲介業者として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社又は証券仲介業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買い付ける行為とする。

又は当該取引に係る通貨等の種類)前号下に掲げる取引にあつては数値、前号下に掲げる取引にあつては対価の額をいうものとする。

三 (略)

2~4 (略)

第六十六条 法第三十四条の十三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買い付けることを受託会社に指図する行為とする。

第六十八条 法第三十四条の十五第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買い付ける行為とする。

(営業報告書の様式)

第七十条 (略)

2 営業報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇十 (略)

十一 運用方針の決定に係る過程が記載された書類

十二 運用体制(組織及びその役割)及び運用方針の遵守状況の管理体制が記載された書類

十三 運用責任者の選定基準、選定に当たった過程及び運用結果に係る評価についての基本的な考え方が記載された書類

十四 受益証券の募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関の選定基準及び選定に当たった過程が記載された書類

十五 発注先証券会社又は証券仲介業者(当該証券仲介業者の所属する証券会社を含む。)の選定基準及び選定に当たった過程が記載された書類

十六 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 信託会社等の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。以下この章において同じ。)である証券業を営んでいる投資信託委託業者(当該投資信託委託業者

(営業報告書の様式)

第七十条 (略)

2 営業報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十一 (略)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 信託会社等の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。以下この章において同じ。)である証券業を営んでいる投資信託委託業者又は証券会社若しくは登

が許可外国証券業者である場合を除く。）、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買付けを行う。

二丁四（略）

別表第一（第十七条関係）

項目	記載事項	添付書類
業務の方法の変更 (法第十条の二)	1～3（略）	1 変更後の当該業務に係る業務の方法を記載した書面（以下「業務方法書」という。）（案） 2・3（略）

録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該投資信託委託業者又は証券会社若しくは登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該投資信託委託業者又は証券会社若しくは登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該投資信託委託業者又は証券会社若しくは登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買付けを行う。

二丁四（略）

別表第一（第十七条関係）

項目	記載事項	添付書類
業務の方法の変更 (法第十条の二)	1～3（略）	1 変更後の業務方法書（案） 2・3（略）

(略)
(略)
(略)

別表第二(第十九条関係)

項目	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
取締役及び監査役 (委員会等設置会 社にあつては、取 締役及び執行役) 並びに重要な使用 人の氏名の変更 (法第十条の三第 二項)	(略)	1 会社登記簿の抄本) 取締役、執行役又は監 査役に異動があつた場 合に限る。 2 就任をした取締役及 び監査役(委員会等設 置会社にあつては、取 締役及び執行役)並び に重要な使用人に係る 第十一条第一項第二号 から第五号までに掲げ る書類

(略)
(略)
(略)

別表第二(第十九条関係)

項目	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
取締役及び監査役 (委員会等設置会 社にあつては、取 締役及び執行役) 並びに重要な使用 人の氏名の変更 (法第十条の三第 二項)	(略)	1 会社登記簿抄本(取 締役、執行役又は監査 役に異動があつた場合 に限る。 2 就任をした取締役及 び監査役(委員会等設 置会社にあつては、取 締役及び執行役)並び に重要な使用人に係る 第十一条第一項第二号 から第五号までに掲げ る書類

(略)			投資信託委託業者が証券業を営む場合の法第三十四条の十一第二項における業務の内容の変更(法第十条の三第二項)	1 変更の内容 2 変更予定年月日 3 変更の理由	1 定款 2 変更後の当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面 3 当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面の新旧対照表 4 変更後の当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面 5 当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面の新旧対照表	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	<p>投資信託委託業者 の法第三十四条の 十第一項各号に掲 げる業務の兼営（ 法第三十四条の十 第二項）</p>	<p>1 } 3 (略)</p>
(略)	<p>投資信託委託業者 が証券業を営む場 合の法第三十四条 の十一第二項にお ける業務の兼営（ 法第三十四条の十 一第二項）</p>	<p>1 } 兼業業務の内 容（既に当該業 務を行っている 場合には、その 業務の内容） 2 } 兼業業務の開 始予定年月日（ 既に当該業務を 行っている場合 には、その業務 の開始年月日） 3 } 兼業業務を行 おうとする理由</p>
(略)	<p>1 } 定款 2 } 当該兼業業務に係る 業務の方法を記載した 書面 3 } 当該兼業業務に係る 業務の細則を記載した 書面</p>	<p>1 } 5 (略) 2 } 業務方法書 3 } 5 (略)</p>
(略)	<p>(新設)</p>	<p>投資信託委託業者 の法第三十四条の 十第一項各号に掲 げる業務の兼営（ 法第三十四条の十 第二項）</p>
(略)	<p>(新設)</p>	<p>1 } 3 (略)</p>
(略)	<p>(新設)</p>	<p>1 } (略) 2 } 当該業務に係る業務 の方法を記載した書面 （以下「業務方法書」 という。） 3 } 5 (略)</p>

別表第三(第二十一条関係)

項目	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第七(第六十九条第四項関係)

別表第三(第二十一条関係)

項目	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第七(第六十九条第四項関係)

法定帳簿の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)	備考	(略)
	発注伝票) 指定資産の 発注に係る 場合に限る	投資信託財産又は投資法人の名称、受託者又は資産保管会社の名称、指定資産の種類、銘柄、売買の別、発注数量、約定数量、指し値又は成行の別、取引の種類、発注日時、約定日時、約定価格、先物取引については限月及び新規又は決済の別、オプション	1 発注伝票は、発注時に作成すること。 2 発注伝票は、受託者又は資産保管会社ごとに別紙とし、かつ日付順につづり込んで保存すること。	1 複数の投資法人の資産について合同運用を行っている場合には、	1 コンピュータへの直接入力により発注伝票の作成を行う場合は、発注順に一覧表形式で発注伝票を作成できる。	2 同一日において価格が変動しない投資信託受益証券、投資証券に係るものについては、銘柄	

法定帳簿の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)	備考	(略)
	発注伝票) 指定資産の 発注に係る 場合に限る	投資信託財産又は投資法人の名称、受託者又は資産保管会社の名称、指定資産の種類、銘柄、売買の別、発注数量、約定数量、指し値又は成行の別、取引の種類、発注日時、約定日時、約定価格、先物取引については限月及び新規又は決済の別、オプション	発注伝票は、発注時に作成すること。 発注伝票は、受託者又は資産保管会社ごとに別紙とし、かつ日付順につづり込んで保存すること。	複数の投資法人の資産について合同運用を行っている場合には、それぞれ投資法人ごとに分	コンピュータへの直接入力により発注伝票の作成を行う場合は、発注順に一覧表形式で発注伝票を作成できる。	同一日において価格が変動しない投資信託受益証券、投資証券に係るものについては、銘柄、募集若しくは一部解約の別又は	

<p>シオン取引及び 選択権付債券売 買については権 利行使期間、プ ット又はコール の別、新規、権 利行使、転売、 買戻し又は相殺 の別、限月及び 対価の額又は選 択権料</p>	<p>それぞれの投 資法人ごとに 分けて約定数 量を記載する とともに、そ の配分基準を 記載すること 。</p>	<p>、募集若しく は一部解約の 別又は売買の 別、発注数量 、発注日及び 約定日の記載 をもって上記 の記載に代え ることができ る。</p>	<p>シオン取引及び 選択権付債券売 買については権 利行使期間、プ ット又はコール の別、新規、権 利行使、転売、 買戻し又は相殺 の別、限月及び 対価の額又は選 択権料</p>	<p>けて約定数量を 記載するととも に、その配分基 準を記載するこ と。</p>	<p>売買の別、発注 数量、発注日、 約定日の記載を もって上記の記 載に代えること ができる。</p>
<p>4 複数の投資 信託財産又は 投資法人に係 る同一有価証 券の同一銘柄 の注文を一括 して証券会社 に発注する注 文（以下「一 括注文」とい う。）による 場合における 発注伝票の作 成記載にあた っては、投資</p>	<p>3 一括注文に かかる発注伝 票については 、銘柄順、か つ、日付順こ とに保存する ものとする。</p>				

信託財産又は
投資法人の名
称、受託者又
は資産保管会
社の名称及び
約定日時につ
いては記載を
省略できるも
のとする。た
だし、この場
合においては
、投資信託財
産又は投資法
人ごとに発注
伝票の記載事
項の内容を明
らかにした書
面を添付する
ものとする。
なお、約定価
格については
、あらかじめ
発注先証券会

(株)	(株)	(株)	(株)			<p>社との間で合 意がある場合 には、同一日 における同一 銘柄の売買の 単価を平均し た単価で記載 する。ただし、 異なる。</p>	
(株)	(株)	(株)	(株)				

別紙様式第 6 号の 2 (第 19 条の 2 第 4 項関係)

(日本工業規格 A 4)

対象議決権保有届出書

年 月 日

金融庁長官 殿

商号、名称又は氏名 印

所在地、住所又は居所

届出又は報告義務発生日 年 月 日

1 提出者が対象議決権を保有する投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社に関する事項

投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の商号	
---------------------------	--

2 提出者に関する事項

1 個人	2 法人
(ふりがな) 商号、名称又は氏名	
(ふりがな) 所在地、住所又は居所 電話番号	
(ふりがな) 代表者の氏名	
保有の目的	
提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
特別の関係にある者が保有する議決権の数	
投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の総株主の議決権数	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)

(記載上の注意)

1 一般的事項

この様式において「議決権」とは、法第9条第3項に規定する議決権をいう。

この様式において「特別の関係にある者」とは、令第14条の2第1項に規定する特別の関係にある者をいう。

2 個別事項

届出又は報告義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の議決権の保有者(法第9条第5項の規定により、当該各号に定める数の議決権を保有しているものとみなされる場合を含む。)となった日を記載すること。

提出者に関する事項

イ 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

ロ 個人の場合は、「代表者の氏名」欄は空欄とすること。

ハ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

ニ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の議決権の数により記載すること。

ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には法第9条第5項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。